

**鳥取県告示第125号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所の 所在地	介護予防サービス事業を 行う事業所の名称	介護予防サービス事業を 行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同 組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉 町566	せいきょう倉吉診療所デ イサービスかがやき倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成21年3月 1日